

【民法】

以下の各問いに解答するにあたっては、問題の年月日に関わらず、試験実施日現在施行されている法令に基づき解答すること。特に指示のない限り、各問題は独立の問題である。

I 以下の【事実】を読んで、各問題に解答しなさい。解答にあたっては、条文をあげ、判例に照らして、根拠を挙げて解答すること。

【事実】

1990年3月1日、Aは、親戚Bとの間で、Bが所有する甲土地につき、代金を1000万円として売買契約を締結した。同年4月1日、Aは、1000万円をBに支払い、甲の引渡を受けたが、登記については、後日移転することとし、B名義のままになっていた。Aは、甲土地を隣地である自己所有地とともに木材置き場として利用し始めた。

2008年3月1日、Bが死亡し、CがBを単独で相続し、甲土地については、相続を原因としてCに移転登記がされた。Cは、甲土地をAが利用していることを知っていたが、Bから借りて使っているのだろうと考え、今のところ必要でもないことから特に何もしなかった。

2010年5月1日、Cは、Dから弁済期を2015年4月30日として、1000万円の融資を受けた(以下「本件融資」という)。その際、Cは、Dのために甲土地について抵当権を設定し、登記をした(以下「本件抵当権」という)。

Cは、本件融資の弁済期に債務を弁済できなかったため、Dは、本件抵当権を実行し、競売の結果、2016年6月1日、Eが甲土地の買受人となった。

Eは、2023年4月1日、Aに甲土地の明渡しを求めて訴えを提起した。

問題 Eの請求に対し、Aは、取得時効による反論をしようとしているが認められるか。取得時効の要件を示した上で論じなさい。

Ⅱ 以下の【事実】を読んで、各問題に解答しなさい。解答にあたっては、条文をあげ、判例に照らして、根拠を挙げて解答すること。

【事 実】

2020年2月1日、建設業者であるAは、Bを注文者としてB所有地上に建物を建築する契約（以下「本件請負契約」という）を締結した。AB間の契約では、履行期が同年5月31日、代金は、契約成立時に1000万円を支払い、残代金の1000万円を建物の完成後引渡時に支払うことになっていた。Bは1000万円を支払い、Aは工事に着手した（以下、AのBに対する残代金債権を「本件債権」という）。

同年4月1日、Aは、本件債権をCに譲渡し、翌2日、Bに内容証明郵便で譲渡通知が到達した。

同年5月31日、Aは、Bに完成した建物（以下「本件建物」という）を引渡したところ、天井や床にゆがみ等の欠陥があることが判明した（以下「本件欠陥」という）。本件欠陥は、居住に支障を生じるほどのものではないが、そのまま放置すれば本件建物の価値を2割程度下げるものであったため、BはAに修補を求めているが、まだAは、修補に応じていない。

一方、Cは、Bに本件債権1000万円の支払を請求してきた。

問題1 Cからの請求に対してBはどのような反論をすることが考えられるか。

問題2 Aが修補に応じないため、Bが自ら業者を探して修補をさせていた場合、Cからの請求に対してBはどのような反論をすることが考えられるか。